

産業廃棄物税に関するQ & A

【課税対象等】

1 産業廃棄物税の対象となる産業廃棄物とはどんなものか？

産業廃棄物税の対象となる産業廃棄物とは、廃棄物処理法に規定された産業廃棄物を行い、事業活動によって生じた廃棄物を指します。事業活動で排出された廃棄物でも、指定された業種以外は一般廃棄物となる場合があります。例えば、製紙会社から排出される紙くずは産業廃棄物ですが、事務所などから排出される紙くずは同じ紙くずでも事業系一般廃棄物と見なされるため、産業廃棄物税の対象とはなりません。

2 県内で発生した産業廃棄物を県外で埋め立てる場合には課税されるのか？

県外で最終処分される産業廃棄物について、本県の産業廃棄物税が課税されることはありませんが、処分先の都道府県において産業廃棄物に関する税制度が導入されている場合は、その県で課税されることとなります。

逆に県外で発生し、県内の最終処分場に持ち込まれた産業廃棄物については、福島県の産業廃棄物税の対象となります。

3 産業廃棄物をリサイクルする場合の取扱いはどうなるのか

産業廃棄物税は、最終処分される産業廃棄物にのみ課税されるため、リサイクルされて埋め立てられなかった分には課税されません。ただし、リサイクルの過程で生じた残さ（残りかす）等が最終処分場に埋め立てられる場合には、その残さ分に対して課税されることとなります。

【特別徴収】

4 特別徴収（義務者）とは何ですか？

特別徴収とは、地方団体が地方税の徴収について便宜を有する方を特別徴収義務者として指定し、この指定された特別徴収義務者が納税義務者の方から税金を徴収し、その徴収した税金を地方団体に納めることをいいます。

産業廃棄物税制度においては、最終処分業者の方が特別徴収義務者となり、埋立料金と併せて産業廃棄物税を徴収し、申告納入していただくこととなります。

5 納税義務者が産業廃棄物税を払ってくれない場合はどうするのか。

排出事業者や中間処理業者の方は、条例の規定により産業廃棄物税の納税義務者となりますので、最終処分を委託する方は特別徴収義務者に対し、産業廃棄物税を処理料金と併せて支払わなければなりません。

特別徴収義務者の方には、処理料金と産業廃棄物税について、納税義務者に対し請求することとなります。

【申告】

6 産業廃棄物の埋立実績がなくても申告は必要なのか？

特別徴収義務者及び申告納付を行う納税義務者の方は、3ヶ月分をまとめて申告していただくこととなりますが、この申告対象期間内に埋立処分実績がない場合でも、定められた申告期限までに申告する必要（ゼロ申告）があります。

7 産業廃棄物の埋立処分を終了した最終処分場の取扱いはどうなるのか？

産業廃棄物の埋立処分を終了（又は休止、譲渡）した最終処分場については、その終了（又は休止、譲渡）後速やかに廃（休）止届を所管する各地方振興局県税部に提出していただくとともに、終了（又は休止、譲渡）した日から1ヶ月以内に徴収すべき（納付すべき）金額を申告納入（納付）することとなります。

なお、これは産業廃棄物税にかかる手続きであり、廃棄物処理法に基づく取扱いは、これとは異なります。

8 産業廃棄物税を申告しなかったり、納めないときはどうなるのか？

実際の金額よりも申告額が少なかったり、申告しなかった場合には、不足する税額に加え過少申告加算金や不申告加算金などがかかります。また、納期限までに産業廃棄物税を納めなかった場合には、他の税と同じように延滞金がかかることとなりますので、納期限までの申告・納税をお願いします。

なお、産業廃棄物税の課税、徴収の処分について不服がある場合には、その処分を知った日の翌日から60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。